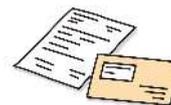


「本人通知制度」をご存知ですか？

～ 個人情報を守るために～



本人通知制度とは・・・？

個人のプライバシーの侵害を防ぐことを目的とした制度です。

戸籍の情報を含んだ証明書（戸籍謄本や本籍地記載の住民票など）を代理人や第三者からの請求によって交付した時、交付したことを通知でお知らせします。

どんな効果があるの・・・？

委任状の偽造による違法な身元調査など、不正請求の発見が早まります。

登録できる人は・・・？

戸田市に住民登録されている方
戸田市に本籍がある方

削除された住民票、除かれた戸籍も含みます。

登録するには・・・？

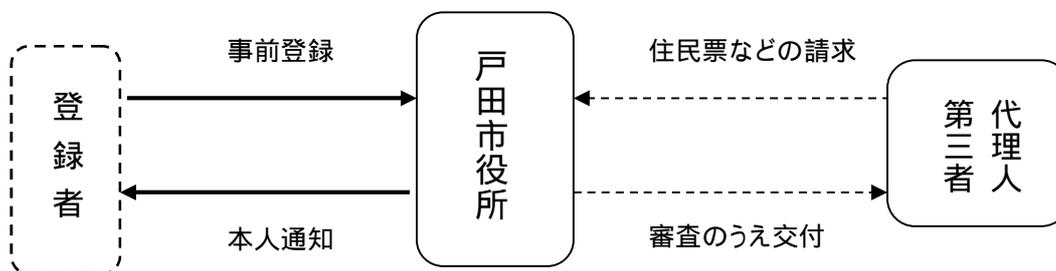
「申込書」を市民課取扱い窓口に提出してください。

運転免許証、パスポートなどの本人確認書類も必要です。

郵送でも提出できます。（本人確認書類の写しも同封してください。個人番号カードの写しを同封する場合は、顔写真のある面の写しを同封してください。）



【通知までの流れ】



個人単位での登録になりますので、同じ世帯の場合でも、別々の登録となります。

通知する内容は、交付日、証明書の種類・通数、請求者の種別（代理人・第三者の別）となります。

その他の交付内容について確認が必要な場合には、個人情報保護法に基づき開示請求を行うことができます。

ただし、開示請求をしても第三者の個人情報などは開示されませんので、あらかじめご了承ください。

公的機関からの請求などは、通知の対象となりません。

詳しくは市民課までお問い合わせください